

報 告 書

平成20年10月

生駒市立学校通学区域制度検討委員会

生駒市では、「安心・安全で通しやすい学校」を基本に通学区域の弾力化を図るため、平成 18 年 4 月入学の小学校新 1 年生から、現行の隣接校選択制度が導入されました。

本委員会では、制度導入後 3 年が経過したことから現行制度について検証するとともに、中学校への導入や調整区域等を含めた指定校の変更制度の役割などについて再確認するため、学校運営や通学時の安全性、地域社会との関わりなど多方面から、自治会、保護者、学校のそれぞれの視点で審議を行いました。

その結果、隣接校選択制が適正に運用されていることを確認するとともに、現在の通学区域制度を補完するための指定校の変更制度についても、個々の事情に応じたきめ細かな運用がなされており、今後も引き続き実施すべきとの結論に至りました。

なお、中学校への当該制度の導入については、前回答申同様、実施すべきでないとの結論に至ったものの、当該制度を利用している児童の一部が中学校へ進学する時期にあたるため、友達関係や通学の安全性を含めた配慮も必要との結論に至りました。

生駒市教育委員会におかれましては、今後とも適正な通学区域制度の運用に努めるとともに、個々に応じた配慮が必要な場合については、通学区域の弾力的な運用を図る等、より一層円滑な就学が行われるよう要望し、ここに御報告いたします。

平成 20 年 10 月 15 日

生駒市教育委員会

教育長 早川英雄 殿

生駒市立学校通学区域制度検討委員会

委員長 樋口幸雄

1 目的

適正な学校規模を確保し、本市の子どもたちすべてが等しく享受できる教育環境の整備を図るとともに、安心、安全で通いやすい学校を基本に、平成18年度の小学校新1年生から導入している現行の隣接校選択制について、制度検証を行うとともに、当該制度の中学校への導入について、改めて検討する。

2 検討事項

- (1) 隣接校選択制の実施結果に基づく検証について
- (2) 中学校への隣接校選択制の導入について
- (3) その他通学区域制度について

3 委員の構成

生駒市自治連合会、生駒市PTA協議会、生駒市校園長会から各3名、計9名の委員で構成

	氏名	所属・役職名等
委員長	樋口 幸雄	生駒中学校 校長
副委員長	城山 英章	生駒市自治連合会 副会長
委員	奥森 茂	生駒市自治連合会 副会長
委員	藤堂 宏子	生駒市自治連合会 副会長
委員	木戸 直子	生駒市PTA協議会 会長
委員	出口 隆司	生駒市PTA協議会 副会長
委員	阿部 久美子	生駒市PTA協議会 顧問
委員	小林 文代	あすか野幼稚園 園長
委員	玉置 成一	生駒南第二小学校 校長

(順不同、敬称略)

4 開催状況

	日時・場所	主な検討内容
第1回	平成20年8月26日(火) 午後2時～午後3時15分 市役所401・402会議室	<ul style="list-style-type: none">・通学区域制度の概要について・隣接校選択制の実施結果について
第2回	平成20年9月19日(金) 午後2時～午後4時 市役所403・404会議室	<ul style="list-style-type: none">・会議録の承認について・通学区域及び指定校変更制度利用者等の現状について・隣接校選択制利用者の現状について・隣接校選択制の中学校への導入について
第3回	平成20年10月15日(水) 午後6時～午後7時 市役所403・404会議室	<ul style="list-style-type: none">・会議録の承認について・答申(案)について

5 主な意見

(1) 隣接校選択制の実施結果に基づく検証について

- ・隣接校の選択児童は、本来の指定校より近い学校を希望するなど地理的な理由がほとんどであり、当該制度の本来の趣旨が生かされている。
- ・申込者数が受入人数を一度も上回ったことがないことから、距離的な理由等であることが窺える。
- ・不審者や交通状況も含め、安全面からより距離の近い隣接校を希望する傾向にある。
- ・子どもの安全について、保護者の関心が高い。小学校で通学の安全を目的に、より距離の近い隣接校を選択するのは自然であると考える。
- ・隣接校の選択児童の兄弟姉妹について、同じ学校に通学できるよう配慮されているとともに、既に別の学校に通学している場合も、学校間で連携し、学校行事が重ならない日程にするなど、きめ細かな配慮がなされている。

(2) 中学校への隣接校選択制の導入について

- ・中学校での導入は、通学距離よりも部活動の状況や進学を見越した学校を選択するケースが多いと考えられる。
- ・中学校の部活動は、生徒数や職員数等により学校間で対応が変わることから、部活動を理由に児童や保護者が学校選択すると通学の安全面に不安が生じる。
- ・高校への進学状況を理由に中学校を選択することも想定した場合、小学校から中学校を見据えた選択制を利用する可能性があり、中学校だけでなく、小学校から格差を生じる恐れが考えられる。
- ・現行の隣接校選択制のとおり、中学校へは連動しないのが適切と考える。ただし、教育的な配慮など特別な配慮が必要な児童には指定校変更の要件の範囲内で運用すべきと考える。

(3) その他通学区域制度について

- ・指定校は今後も維持しながら、指定校変更等の個々に配慮した弾力的な事項は今後も残すべきと考える。
- ・子ども一人ひとりを大切にする、通学区域の弾力的な運用は大切である。
- ・指定校変更の許可基準は、子ども達の状況をよく把握して定められており適正である。

6 検討結果

(1) 隣接校選択制の実施結果に基づく検証について

平成 18 年度の小学校新 1 年生から導入後、3 年間に経過した現在の隣接校選択制について、申込者数や就学児童の地理的状況、各学校の受入人数、保護者等への周知方法など、当該制度の実施手順及び実施結果を詳細に検証した結果、当該制度の趣旨である「安全で安心な通学を確保するための制度」として、従来からの調整区域や地理的な理由による指定校変更の制度と合わせて、通学区域の弾力的な運用を図るための制度として有効に機能していると考えられる。

(2) 中学校への隣接校選択制の導入について

隣接校選択制は、子どもや保護者の希望に応じ学校を選択する機会が拡大することで、地域や保護者が積極的に学校の活動に関わる機会を増やし、開かれた学校づくりを促進すると考える。

しかし、一方では、各校の部活動状況を重視した学校選択や学校間の学力差による学校選択を助長し、学校間規模等の格差を増大させる可能性がある。

また、児童や保護者が隣接校を選択する際に、通学距離ではなく、前述の学校の独自性のみを考慮した場合、本制度の趣旨である、安全で安心な通学を確保できない恐れがあり、中学校への当該制度の導入は、平成 17 年度の最終答申と同様に、実施しないのが適切と考える。

(3) その他通学区域制度について

指定校変更については、隣接校のほうが距離的に近い調整区域をはじめ、地理的理由や身体的な理由、教育的な配慮によるものなど、個々の事情に配慮し、通学区域の弾力化の視点から、隣接校選択制とともに、通学区域制度を補完する制度として、有効に機能していると考ええる。

これらの通学区域制度については、今後とも個々の児童生徒及びその家庭の状況に配慮し適切に運用されたい。

7 その他の留意点

隣接校選択制の利用者には、隣接校選択時に当該制度は、中学校へは連動せず、本来の校区の中学校に就学する旨を記載し、周知を図っている。

しかし、平成 18 年度の小学校新 1 年生から導入した、隣接校選択制を利用した児童の中学校への進学は、兄弟姉妹の指定校の変更を含めると、来年度から始まる予定であり、その児童の小学校での友人関係や中学校での通学の安全性にも配慮して、保護者等の要望に応じた十分な配慮を図る必要があると考える。